豊川サッカー協会 加盟規約

(新規加盟)

- 第1条 本協会にあらたに加盟しようとする団体は、加盟申込書を会長に提出し、理事会の 議決を経て総会の承認を得なければならない。
 - 2 加盟が認められたときは、団体は登録票を会長に速やかに提出しなければな らない。
 - 3 加盟が認められないときは、会長は理由を付した書面をもってその旨を団体 に通知しなければならない。

(継続加盟)

- 第2条 加盟団体は、継続して加盟しようとするときは、協会が指定する日までに継続申請 をしなければならない。なお、この継続申請手続きを行わない加盟団体は、自動的 に退会扱いとなる。
 - 2 継続加盟は、継続申請が本協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見されたときはこの限りではない。

(種別)

- 第3条 本協会の加盟団体は、次の5つの種別とする。
 - (1) 1種 社会人及びシニア
 - (2) 2種 高校生
 - (3) 3種 中学生
 - (4) 4種 小学生以下
 - (5) 女子

(権利および義務)

- 第4条 加盟団体は、次の事項に関する権利と義務をもつ。
 - (1) 権利

本協会の事業に組織単位として関与することができる。本協会が主催する競技会に参加することができる。

(2)義務

本協会が定める加盟費を納付すること。本協会の規約および各種規程を遵守すること。

(加盟費)

第5条 加盟団体は、加盟費として年5,000円を納付しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第6条 既納の拠出金品は、返還しない。

(細則)

第7条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附則

1 この規約は、2007年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、2011年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、2014年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、2019年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、2020年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、2022年4月1日から施行する。